

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第9条第2項に規定する別に定める事項の定めについて

1 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第9条第2項に規定する別に定める事項

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づき、事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う自主的な活動を促進するため、鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）第9条第2項に規定する知事が別に定める事項を次の表のとおり定める。

取組	知事が別に定める認証制度	知事が別に定める方法
(1) 再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すものの購入	<p>ア グリーン電力証書（一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたものをいう。）</p> <p>イ グリーン熱証書（一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたものをいう。）</p> <p>ウ 環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度</p> <p>エ 経済産業省、環境省及び農林水産省の国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）（以下この表において「国内クレジット制度」という。）</p> <p>オ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度をいう。以下同じ。）</p>	<p>ア 購入した量が電気の量である場合は、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。）第2条第4項に定める係数を乗じて算定する方法</p> <p>イ 購入した量が熱量である場合は、当該熱の1ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として省令第2条第6項に定める係数を乗じて算定する方法</p>
(2) 森林保全による二酸化炭素吸収量を表すものの購入	<p>ア 環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度</p> <p>イ J-クレジット制度</p>	
(3) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すものの購入	<p>ア 国内クレジット制度</p> <p>イ J-クレジット制度</p>	

附則

（施行期日）

この定めは、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年3月23日から施行する。